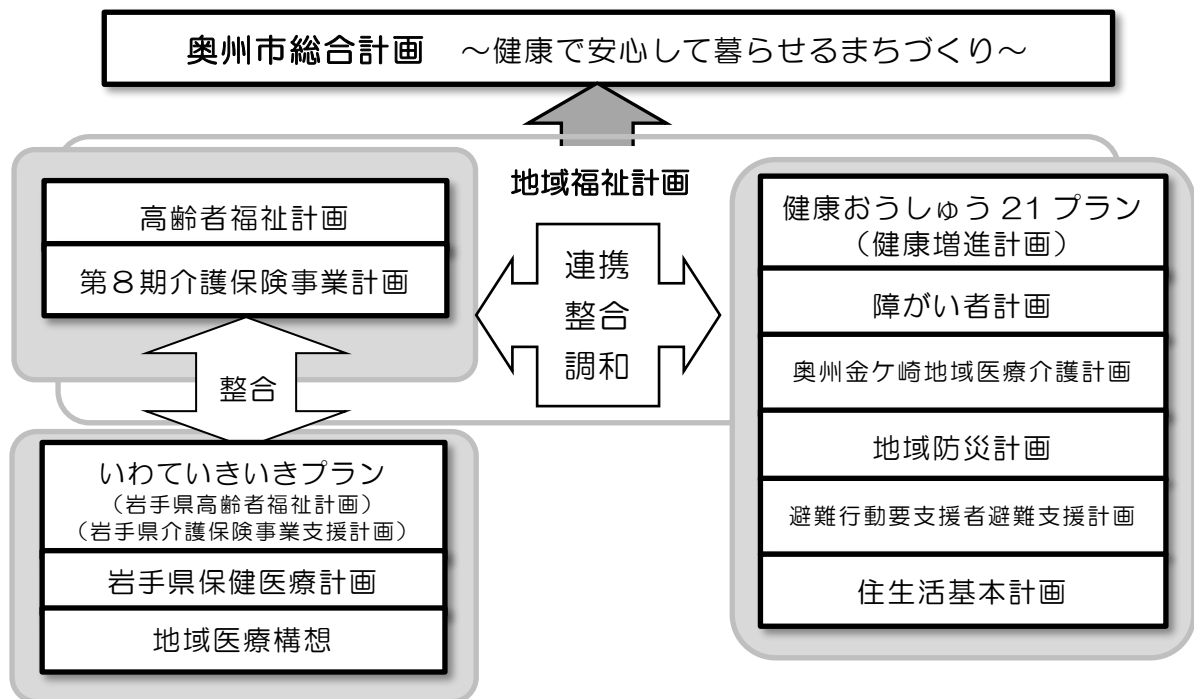


奥州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

第1章 計画の概要

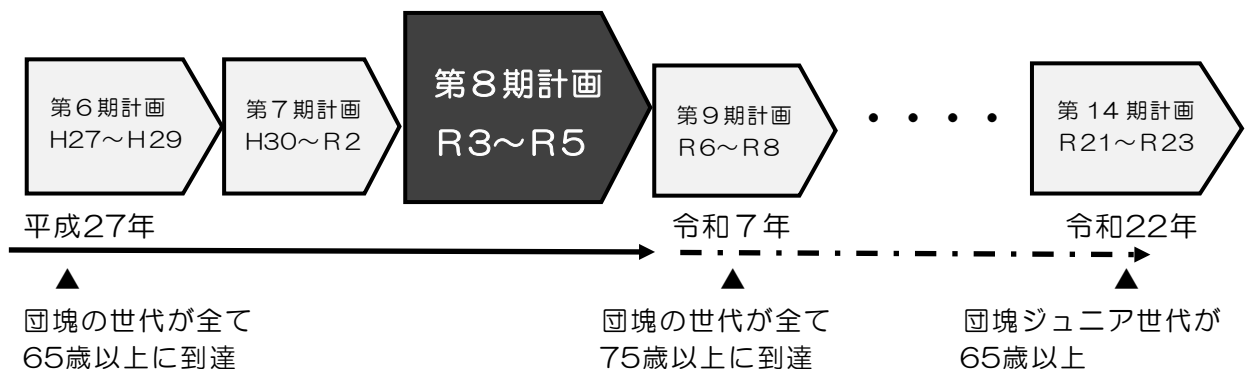
第8期介護保険事業計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現を目的とし、高齢者全般を対象とした計画として策定するものです。

本市においては、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築し、推進してきた第6期から第7期介護保険事業計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、地域生活課題や高齢者を取り巻く現状等を検証し、地域共生社会の実現による高齢者福祉のさらなる充実を図るため、「奥州市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。



【計画の期間】

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第2章 高齢者等の状況

第1号被保険者における認定率は、令和2年9月末時点で19.4%となっています。

認定率は今後も上昇傾向にあり、令和7年度には20.2%、令和22年度には23.9%になると見込まれています。

●第1号被保険者における要介護・要支援認定割合と推計

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
被保険者数	39,605人	39,856人	39,986人	40,165人	40,150人	40,135人	40,109人	36,298人
全認定者数	7,527人	7,655人	7,754人	7,803人	7,871人	7,945人	8,100人	8,672人
要介護	5,428人	5,476人	5,542人	5,597人	5,656人	5,723人	5,860人	6,346人
要支援	2,099人	2,179人	2,212人	2,206人	2,215人	2,222人	2,240人	2,326人
認定割合	19.0%	19.2%	19.4%	19.4%	19.6%	19.8%	20.2%	23.9%

(各年度3月末、令和2年度は9月末現在)

第3章 計画の基本理念等

市民誰もが住み慣れた地域でみんなの和であたたかく支え合いながら、安心して自分らしく暮らすことができるよう、健康づくり、介護予防などの取組みを推進します。

また、地域住民、関係団体、行政などが連携し、地域ぐるみでの見守りや生活支援など包括的な支援体制の整備を進め、共に支え合うまちを目指します。

総合計画の基本施策、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の基本理念を継承し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

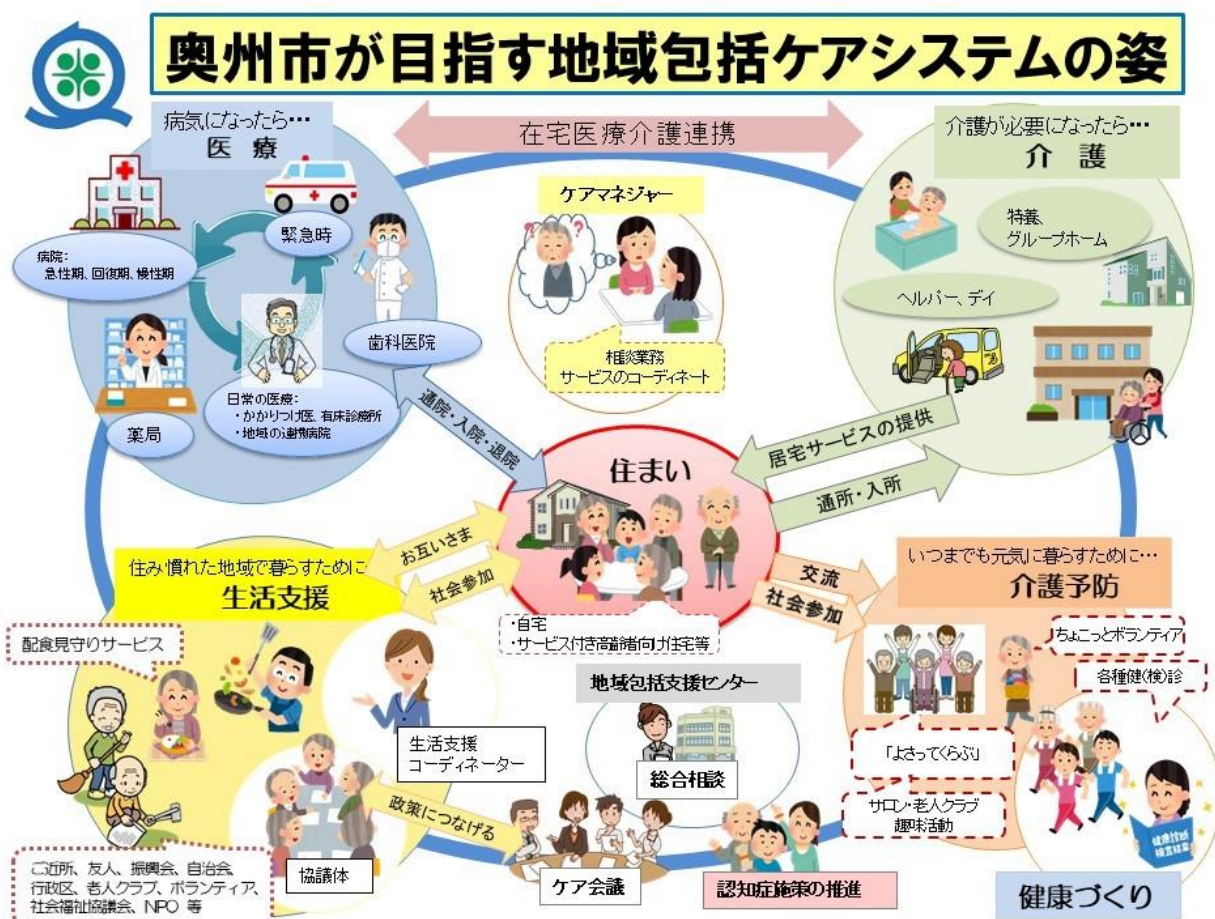
【計画の基本目標】

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指します。

【計画の体系】

基本目標である地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、以下の事項について取組みます。

- ① 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ② 日常生活を支援する体制の整備
- ③ 在宅医療・介護連携の推進
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ⑥ 災害・感染症対策に係る体制整備



1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- (1) 高齢者の健康づくりの取組
- (2) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組【新規・強化】
 - ・地域の健康課題の把握、関係団体との連携
国保データベースシステムの活用により高齢者の健康課題を分析するなど、地域の健康課題を把握し、必要な支援を検討する。
 - ・フレイル予防への取組
検診や健康講座等の機会を通じてフレイル予防に関する正しい知識を周知し、保健指導などにより、疾病予防や重度化防止に取り組む。
- (3) 介護予防の通いの場の充実
- (4) 自立支援・介護予防に関する普及啓発
- (5) 幅広い専門職の関与による高齢者の自立支援に資する取組の推進【強化】
 - ・自立支援型地域ケア会議の開催
- (6) 高齢者の社会参加の促進

2 日常生活を支援する体制の整備

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組【新規】
 - ・庁内関係課や各福祉分野の相談支援事業者と連携を図りながら、多様な地域生活課題に柔軟に対応できる支援体制の構築に向けた検討を進める。

(2) 地域包括支援センターによる総合支援【強化】

- ・身近な相談窓口として、8担当圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、専門職による相談支援や地域課題に対応した事業展開ができるよう取組む。

(3) 共に支え合う地域づくりの推進【強化】

- ・市民や支援者のニーズに応じた選択を可能とするため、地域にある生活支援の互助活動などの社会資源を可視化し、情報提供体制の構築に取組む。

(4) 介護に取り組む家族等への支援の充実

(5) 高齢者虐待の防止

(6) 成年後見制度の利用促進

(7) 高齢者の住まいの安定的な確保【新規】

- ・高齢者の居住の安定確保に向けて関係機関と連携していく。

3 在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築【新規】

- ・急変時に本人や家族の意思を尊重した対応が可能となるように、メディカルコントロール協議会と連携して、医療・救急・介護関係者間の連携ルールを策定する。

(2) 医療と介護関係者の連携体制の充実【強化】

- ・人生の最終段階の医療及びケアについて、事前に話し合える体制の構築に取組む。

(3) 地域住民の医療と介護の理解の促進

4 認知症施策の推進

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発【強化】

- ・認知症の人本人からの発信支援（本人が必要としていることなどを語り合う本人ミーティングを行い、意見を踏まえた地域づくりに反映していく）。

(2) 認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護サービス、介護者への支援

(3) 認知症の人とその家族への支援

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

5 介護給付等対象サービスの充実・強化

(1) 在宅生活継続への支援

(2) サービス提供基盤整備の推進等

(3) 介護人材の確保及び資質の向上【強化】

- ・介護人材確保に向けて、介護職員の育成や就業、定着の支援を行う。
（初任者研修受講料助成制度、介護職員からの相談対応、介護予防・生活支援サポーター養成研修の実施、県の人材確保対策事業との連携、介護の魅力発信事業）

(4) 各種サービス情報の発信と活用

6 災害・感染症対策に係る体制整備【新規】

(1) 防災力向上への取組

- ・定期的な災害等を想定した訓練実施により、防災意識の高揚と災害発生時の適切な対応への体制強化を図る。

(2) 感染症への対応体制強化の取組

- ・全ての介護サービス事業所が「感染症対策マニュアル」を策定し、感染症対応の体制整備を進める。

第5章 サービス基盤整備

【第8期計画期間における施設整備計画】

●特別養護老人ホーム等整備必要数

令和2年4月1日現在、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は126人ですが、令和2年4月から9月までに特別養護老人ホーム入所定員の抑制の解消により31人が入所し、また、令和2年度における認知症対応型共同生活介護事業所及び住宅型有料老人ホームの整備により25人が入所見込みであることから、特別養護老人ホーム早期入所必要者数は70人になります。この70人に、医療からの追加的需要による介護施設移行への想定者32人、介護離職解消のための施設整備必要者数15人を加えた117人を早急に解消すべき特別養護老人ホーム入所待機者とし、施設整備を進めることとします。

内 容	人 数
特別養護老人ホーム早期入所必要者数 (A)	126人
特別養護老人ホーム入所定員の抑制の解消により入所した待機者数 (B)	31人
令和3年4月時点で施設開所により解消が見込まれる待機者数 (C)	25人
医療からの追加的需要者数 (D)	32人
介護離職解消のための施設整備必要者数 (E)	15人
特別養護老人ホーム整備必要数 (F) = (A) - (B) - (C) + (D) + (E)	117人

●サービス基盤整備計画

サービス区分	地域等	整備内容	定員等	整備時期
介護老人福祉施設	広域型	改築	△5人	令和3年度
		増築・改築	6人	令和3年度
		創設	70人	令和4年度
		その他	10人	令和4年度
短期入所生活介護事業所	広域型	増築・改築	5人	令和3年度
		創設	10人	令和4年度
		その他	△10人	令和4年度
小規模多機能型居宅介護事業所	水沢	創設	29人	令和3年度
認知症対応型共同生活介護事業所	江刺	その他	9人	令和4年度
計			124人	

第6章 介護保険料の見込

【保険料基準月額】

第1号被保険者の負担額は、標準給付見込額と地域支援事業費見込額の23%と財政調整交付金相当額約5%の合計から、補正後の財政調整交付金見込額を減じて算出します。

また、第1号被保険者の保険料は、法令などに基づく負担分を上回って収納された場合、介護給付費や地域支援事業費の財源に不足が生じたときに充てるための介護給付費準備基金として積み立てています。第8期では、令和2年度末の介護給付費準備基金保有見込額8億5,000万円のうち、保険料の急激な上昇を緩和することを目的として約5億円を取り崩し、第1号被保険者の保険料を補填することとします。

令和3年度から令和5年度までの基準月額は5,400円となります。

●所得段階区分の弾力化

第8期の所得段階区分は、所得の少ない人に配慮するとともに所得金額に応じた保険料額とするため、第7期と同様に多段階設定（弾力化）を採用し、11段階制とします。

●所得段階区分と保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率		1人当たりの 年間保険料	参考 (第7期保険料)
		国基準	奥州市		
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・境界層（当該段階が適用されれば被保護者にならない。以下同じ。）の人 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.50 (0.30)	0.50 (0.30)	32,400 円 (19,400 円)	28,000 円 (15,600 円)
第2段階	・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の人 ・境界層の人	0.75 (0.50)	0.70 (0.45)	45,300 円 (29,100 円)	40,500 円 (24,900 円)
第3段階	・市町村民税世帯非課税で、第1段階から第2段階までに該当しない人 ・境界層の人	0.75 (0.70)	0.75 (0.70)	48,600 円 (45,300 円)	46,800 円 (43,600 円)
第4段階	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 ・境界層の人	0.90	0.90	58,300 円	56,100 円
第5段階 (基準額)	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、第4段階に該当しない人 ・境界層の人	1.00	1.00	64,800 円	62,400 円
第6段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人 ・境界層の人	1.20	1.20	77,700 円	74,800 円
第7段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 ・境界層の人	1.30	1.30	84,200 円	81,100 円
第8段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 ・境界層の人	1.50	1.50	97,200 円	93,600 円
第9段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の人 ・境界層の人	1.70	1.60	103,600 円	99,800 円
第10段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人 ・境界層の人		1.80	116,600 円	112,300 円
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1000万円以上の人		2.00	129,600 円	124,800 円

第1段階から第3段階の対象者に対し、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国(1/2)、県(1/4)及び市(1/4)の公費により差額を負担します。